○経済産業省告示第七十五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月三十日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

登録の区分	国内登録検査機関
一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６

（参考）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ（三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　横輪ＥＭＣ試験所（三重県伊勢市横輪町１０８番）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　東京本社（東京都千代田区丸の内１―８―３　丸の内トラストタワー本館６階）

○経済産業省告示第七十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年四月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年四月三十日」を「令和七年七月三十一日」に改める。

○国土交通省告示第三百四十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第三項の規定に基づき、令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者 富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県	二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者 富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、高知県、福岡県、上天草市及び宮崎県

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月九日から同月十一日までの間、毎日〇七〇〇から一八三〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三十日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
下田市六丁目二九四番三から同市箕作字横世ノ米三八五番四まで	前	一一・六〇～二九七・六三メートル	五・七五八キロメートル
	後	一一・六〇～三二三・二三メートル	五・七五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三十日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県国頭郡国頭村字与那大袋一三六一番から同村字与那大袋一三五九番まで	前	四七・五〇～五六・九二メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	四七・五〇～六七・七一メートル	〇・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所